

2 前記の方法により解決されたいのちの紛争が、
それぞれの場合にすべてこの紛争当事国の同意を得て、
解決のため国際司法裁判所に付託する。そのこと
も、紛争当事国は、国際司法裁判所に付託すること
について合意に達することができなかつたときに
も、1に掲げる各種の平和的手段のいずれかにより
紛争を解決するため、引き継ぎ努力する責任を免れ
ない。

第十二条

1. (a) この条約は、第九条に定める会合に代表者を参考させる権利を有する締約国の一一致した合意によつて、いつでも修正し、又は改正することができる。この修正又は改正は、これを批准した旨の通告を郵便若しくは電信若しくは電話若しくは fax が前記のすべての締約国から受領した時に、効力を生ずる。

(b) その後、この条約の修正又は改正は、他の締約国について、これを批准した旨の通告を郵便若しくは電信若しくは電話若しくは fax が受領した時に、効力を生ずる。他の締約国が受領した時に、効力を生ずる。

2. (a) この条約の効力発生の日から三十年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参考させる権利を有するいずれかの締約国が郵便或てての通信報により要請するところが、この条約の運用について検討するため、できる限りすみやかにすべての締約国の会議を開催する。

(b) 前記の会議において、その会議に出席する締約国の中半数（ただし第九条に定める会合に代表者を参考させる権利を有する締約国の中半数を含むものとする）により承認されたこの条約の修正又は改正は、その会議の終了後直ちに郵便若しくは電話若しくは fax が前記のすべての締約国に送達される。

よりすべての締約国に通報され、かつ、1の規定に従つて効力を生ずる。/

第十二条

- この条約は、署名国によりて批准されるものとする。この条約は、国際連合加盟国又は第九条に定める場合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国の同意を得てこの条約に加入するよう招請されるその他の国による加入のため開設される。

この条約の批准又はこれへの加入は、それぞれの国がその審査上の手続に従つて行なう。

アメリカ合衆国政府として指定されたアメリカ合衆国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書文は加入書の審託の日並びにこの条約及びその修正又は改正の效力発生の日を通報する。

この条約は、すべての署名国が批准書を審託した時に、それらの国及び加入書を審託している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、いずれの加入国についても、その加入書の審託の時に効力を生ずる。

この条約は、審託政府が国際連合憲章第二一条の規定に従つて登録する。

第十四条

この条約は、ひししく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府の記録に審託する。同政府は、その証記書

本を署名国政府及び加入国政府に送付する。
以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に委任
を受け、この条約に署名した。
一千九百五十九年十一月一日にワシントンで作成し
た。

◎ラムサール条約（特に水鳥の
生息地として国際的に重要な湿地
に関する条約）

改正 一九八二年一二月三日採報(ペリ)
日本國 一九八六年一〇月二日効力發生、日本國
大六日內閣決定、六月一七日加入書
記託、九月二二日公布、條約第二
號、一〇月一七日發效
一九七五年一二月二日國會承認、六月
一九七一年二月二日(ラムサル)ハ
作成署名

締約国は、
人間とその環境との相互に依存していることを認識
し、
木の循環を調整するものとしての森林の及び湿地特
有の動植物特に木鳥の生息地としての湿地の基本的な
生態学的機能を考慮し、
湿地が経済上、文化上、科学上及びクリエイション
上大きな価値を有する資源であることを及び湿地を喪
失するところが取返しのつかないことをよりこれを確
保し、
湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来
とも阻止することを希望し、
木鳥が、季節的移動に当たつて国境を越えることが

あるいはいかに国際的な資源として考慮されるべきか
のであることを認識し、
種地及びその動植物の保存が将来に対する見通しを
有する国内政策と、調査の図られた国際的行動とを結
び付けてより確実化されるものであることを確信
して、
次のように認定した。

第一条

- 1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問はず、更には水が滯っているのか流れているか、淡水であるか海水であるか鹹水であるかを問はず、沼澤地、湿原、泥炭地又は木炭地をいい、懸濁時ににおける水深が六メートルを超えない海城を含む。

2 この条約の適用上、本鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

第二条

- 1 各種約国は、その領地内の適当な領地を指定するものとし、指定された領地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述かつ、地図上に表示するものとし、また、特に木鳥の生息地として重要である場合には、木又及び沿岸の海岸であるて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時ににおける水深が六メートルを超える海域であつて湿地に面されているものを含むることとする。

3 章緑湾に湿地を掲げるりんせ、その湿地の存する
締約国の非地的主權を害するものではない。

- 各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の選地を指定する。
5 いすれの締約国も、その領域内の選地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている選地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている選地の区域を緊急な国際的利害のため廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。
6 各締約国は、その領域内の選地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を使用する場合は、振りをする本部の保護管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

第三条

- 1 締約国は、登録簿に掲げられているる邊地の保全を促進し及びその領域内の邊地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられているる邊地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他的人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期期に入手することができるような措置をとる。これらに変化に関する情報は、選ばなく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

うかにかかるべきは、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び木鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

2 締約国は、湿地に自然保護区を設けることによつて緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合に、できる限り湿地資源の喪失を補うべきである。

3 特特に、同一の又は他の地域において木鳥の從前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

4 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並に湿地及びその動植物に関する資料及び用行物の交換を奨励する。

5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓諭を促進する。

第六章 第五条
締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたつている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保全に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。

1 締約国は、必要なときは、湿地及び木鳥の保全に関する会議を開催する。

2 1の会議は、諮詢的性質を有するものとして、特に次のことを行ふ権限を有する。

(a) この条約の実施について討議する。

(b) 登録簿に係る追加及び変更について討議する。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条2の規定により

通報されるものについて検討する。

(d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する一般的又は個別の勧告を行ふこと。

(e) 湿地に關係のある事項であつて本来國際的性格を有するものについての報告及び統計を作成する。

(f) よう關係国际機関に要請すること。

3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの政府において責任を有する者が選ば及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する1の会議の勧告について知を受けること及びこれらの方者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。

4 第七条
1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適當な職務に付する専門において得られた知識及び経験により湿地又は木鳥の専門家とされる者を含むべきである。

2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとして、勧告は、投票された票の単純過半数による議決で採択する。ただし、締約国の三分の一以上が投票することを条件とする。

第五章 第八条
1 自然及び天然資源の保全に関する国際問題は、他の機關又は政府がすべての締約国の三分の一以上の多数による議決で指定される所まで、この条約に規定する事務局の任務を行ふ。

2 定する事務局は、特に、次の任務を行ふ。

(a) 第六条1の会議が招集されかつ組織されるに当たつて助けること。

(b) 國際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する道道を拡大、廃止又は細小につき第一条5の規定により締約国が行う通報を受けること。

3 第九条
1 この条約は、前条2の規定に基づいて7の国がこの条約の締約となつた後四箇月で効力を生ずる。

2 その後は、この条約は、批准若しくは加入書を国際連合科学文化機関事務局長(以下「寄託者」といふ)に寄託することによって行う。

4 第十条
1 この条約は、前条2の規定に基づいて7の国がこの条約の改正のためにこの条の規定に従じて招集される締約国の会合において改正することができる。

2 いずれの締約国も、改正を提案することができ

る登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に關し第三条2の規定により締約国が行う通

報を受けること。

(d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回の会議においてこれらの事項が討論されること。

(e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を關係締約国に周知させること。

5 第九条
1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。

2 國際連合にいすれかの事務局若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准につき留保を付さないで署名する。

(b) 批准を条件として署名した後、批准する。

(c) 加入する。

3 批准文又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「寄託者」といふ)に寄託することによって行う。

4 第十一条
1 この条約は、前条2の規定に基づいて7の国がこの条約の締約となつた後四箇月で効力を生ずる。

2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇月で各締約国について効力を生ずる。

5 第十二条
1 この条約は、前条2の規定に基づいて7の国がこの条約の改訂のためにこの条の規定に従じて招集される締約国の会合において改訂することができる。

2 いずれの締約国も、改訂を提案することができ

る。

3 改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機關又は政府(以下「事務局」という)に通報するものとして、事務局は、運やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。

4 事務局は、締約国の三分の一以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従つて通報された改正案を検討するための締約国の会合を開催する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。

5 改正は、出席しつつ投票する締約国三分の一以上の多数による議決で採択する。

6 採択された改正是、締約国三分の一が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四箇月の月の初日に改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

7 締約国三分の一が改正の受諾書を寄託した日の後には改正の受諾書を寄託する締約国については、改正是、改正の受諾書を寄託された日の後四箇月の月の初日に効力を生ずる。

8 第十一条
1 この条約は、無期限に効力を有する。

2 いずれの締約国も、この条約が自國について効力を生じた日から五年の期間が満了した後は、寄託者に書面による通告を行うことにより、この条約を廢棄することができる。廢棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇月で効力を生ずる。

3 第十二条
1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国

に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。

(a) この条約の署名

(b) この条約の批准書の寄託

(c) この条約の加入書の寄託

(d) この条約の効力発生の日

(e) この条約の略案の通告

(f) 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合本部に登録する。

2 以上の証據として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

3 ラ千九百七十二年一月一日ラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。これらは、すべてかとしく正文とする。原本は、寄託記者に寄託するものとして、寄託者は、その真正な副本をすべての締約国に送付する。

4 第六条および第七条について、第三回締約国会議(千九百八十七年)において、以下の内容の改正が採択されたが、千九百九十二年十月現在、まだ施行していない。しかし、それが正しく改正するまでの間、暫定的にその改正内容を実施するよう求められる。

5 第二回締約国会議が開催されたが、千九百九十二年十月現在、まだ施行していない。しかし、それが正しく改正するまでの間、暫定的にその改正内容に従つて運用されてきていた。

6 第三条
1 ここに、この条約の実施を検討し、促進させるために、締約国会議を設置する。第八条1に定める事務局は、締約国会議が取扱いの決定をしないため、三年を超過しない期間ごとに締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の中なかく三分の一の書面による要請により、その特別会合を招集する。締約国

会議の各通常会合は、次回の通常会合の期日と場所を決定する。

2 締約国会議は、以下の権限を有する。

(a) この条約の実施について討議する。

(b) 登録簿に係わる追加及び変更について討議する。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に關する情報であつて第三条2の規定によつて通報されるものについて検討すること。

(d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する一般的又は個別の勧告を行ふこと。

(e) よう關係国际機関に要請すること。

(f) この条約が廢棄することを促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。

3 締約国は、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する一般的又は個別の勧告を行ふこと。

4 締約国会議は、それぞれの会合のため手続を規定する。

5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め、常時それを検討する。締約国会議は、その通常会合において、出席しつつ投票する締約国三分の一以上の多数決により、次期会計規則のための予算を採択する。

6 各締約国は、締約国会議の通常会合において出席しつつ投票する締約国全会一致によりて採択された分担金に従つて、予算に対して分担支払を行ふ。

7 第七条
1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。

- 1 前条1の會議に出席する締約國の代表には、科學、行政その他の適當と認められる分野において得られた知識及び経験により種地又は本島の専門家とされる者を含めるべきである。
- 2 會議に代表を出席させる各締約國は、一の票を有するものとして、勧告、決議及び決定は、この條約に別段の定めがない限り、出席しつつ投票する締約國の単純過半数により採択される。

◎世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

探　　査　　一九七二年一月一日（エキスコ
　　総会）
署　　名　　一九七二年一月二三日
國　　日本國　一九七五年一二月一七日
　　一九九二年六月一九日国会承認、六
　　月二三日内閣決定、六月三〇日文部
　　省令第号、九月二八日公布。本約第十
　　号、九月三〇日施行

国際連合教育科学文化機関の総会は、一千九百七十二年十月十七日から十一月二十一日までパリにおいてその第十七回会期として会合し、
文化遺産及び自然遺産が、喪亡という在来の原因によるのみでなく、一層深刻な損害又は破壊という現象を伴つて事態を悪化させている社会的及び経済的状況の変化によつても、ますます破壊の脅威にさらされていることに留意し、
文化遺産及び自然遺産のいずれの物件が損壊し又は滅失するにともなく、世界のすべての国民の遺產の憂うべき汎國化を懸念するところを考慮し、
これららの遺産の国内的保護に多額の資金を必要とするため並びに保護の対象となる物件の存在する国の有する經濟的、學術的及び技術的な能力が十分でないため、国内的保護が不完全なものになりがちであることを考慮し、

II 文化遺産及び自然遺産の国内的 及び国際的保護

締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産を自國の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自國に譲された義務であることを認識する。このため、締約国は、自國の有するすべての能力を用いて並びに適当な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び教育を導く、監督を厚くするものとする。

締約国は、自國の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な

(a) 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与える並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画により目次上に記載する。これらは一つの段階には複数回

(b) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する一又は二以上の機関を自國の領域内に設置すること。

(c) 学術的及び技術的な研究及び調査を発展させる
こと並びに自國の文化遺産又は自然遺産を脅かす
危険に対処することを可能にする実施方法を開発
すること。

(d) 文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備

国际連合教育科学文化機関審議会が、同機關が世界の遺産の保存及び保護を確保し、かつ、關係各国民に対して必要な国際条約を勧告することにより、知識を維持し、増進及び普及することを規定していることを想起し、

文化財及び自然の財に限る現存の国際組織、国際的な勧告及び国際的な法整備が、この無類の及びかけがえのない物件（いすれの国民に属するものであるかを問わない）を保護することが世界のすべての国民のために重要であることを明らかにしていくことを考慮し、

しており、したがつて、人類全體のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがあることを考慮し、

このような文化遺産及び自然遺産を有す新たな危険の大きさ及び重大さにからがふ、当該国がどる措置の代わりにはならないまでも有効な補足的手段となる集団的な援助を供与することによりて、興味ある普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することができる、国際社会全般の任務であることを考慮し、このため、興味ある普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するための効果的な体制であつて、常識的にかゝらず、現代の科学的方法により組織されたもの確立する新たな措置を、条約の形式で採択することが重要であることを考慮し、

総会の第十六回会期においてこの問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、

この条約を千九百七十二年十一月十六日に採択す。

I 文化遺産及び自然遺産の定義

九 | 七

(e) 文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であること並びにこれらの遺産の保護について協力することが国際社会全体会の義務であることを認識する。この場合において、これらの遺産が領域内に存在する国の主権は、これを十分に尊重するものとし、また、国内法令に定められた事項を尊重するものとする。

2 締約国は、この条約に従い、第一十二条の2及び4に規定する文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存及び整備につき、当該遺産が該域内に存在する国との要請に応じて援助を与えることを約束する。

3 締約国は、第一条及び第二条に規定する文化遺産及び自然遺産で他の締約国の領域内に存在するものを直接又は間接に捐贈することを意図した措置をとらなければ、不正的である。

第七条 この条約において「世界の文化遺産及び自然遺産の国際的保護とは」、締約国がその文化遺産及び自然遺産を保存し及び保護するため努力することを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると了解せられる。

七

この条約において、世界の文化遺産及び自然遺産の国際的保護とは、締約国がその文化遺産及び自然遺産を保存し及び認定するために努力することを支援するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであることを了解せん。

十一

世界の文化遺産及び自然遺産の 保護のための政府間委員会

第八条

1 この条約により国際連合教育科学文化機関に、